

改 正 案

現 行

（確認申請書の様式）

第一条の三 法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。ただし、次の表一の(イ)項に掲げる配置図又は各階平面図は、次の表二の(二十四)項の(3)欄に掲げる道路に接して有効な部分の配置図若しくは特定道路の配置図、同表の(二十九)項の(3)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、隣地高さ制限適合建築物の配置図若しくは北側高さ制限適合建築物の配置図又は同表の(三十)項の(3)欄に掲げる日影図と、表一の(5)項に掲げる二面以上の立面図又は二面以上の断面図は、表二の(二十九)項の(3)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の二面以上の立面図、隣地高さ制限適合建築物の二面以上の立面図若しくは北側高さ制限適合建築物の二面以上の立面図又は同表の(四十八)項の(3)欄に掲げる防災都市計画施設に面する方向の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。

一 別記第二号様式による正本一通及び副本一通（構造計算適合性判定を要する場合にあつては、副本二通）に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。）。ただし、構造計算適合性判定を要する場合の副本二通のうち一通にあつては、構造計算適合性判定を要しない建築物に係る図書及び書類の添付を要しない。

イ (略)

ロ 申請に係る建築物が次の(1)から(3)までに掲げる建築物である場合にあつては、それぞれ当該(1)から(3)までに定める図書及び書類

(1) 次の表二の各項の(イ)欄に掲げる建築物 当該各項の(3)欄に掲げる図書（用途変更の場合においては表二の(一)項の(3)欄に掲げる図書を、国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合で当該認定に係る認定書の写しを添えたもの

（確認申請書の様式）

第一条の三 法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。ただし、次の表一の(イ)項に掲げる配置図又は各階平面図は、次の表二の(二十四)項の(3)欄に掲げる道路に接して有効な部分の配置図若しくは特定道路の配置図、同表の(二十九)項の(3)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、隣地高さ制限適合建築物の配置図若しくは北側高さ制限適合建築物の配置図又は同表の(三十)項の(3)欄に掲げる日影図と、表一の(5)項に掲げる二面以上の立面図又は二面以上の断面図は、表二の(二十九)項の(3)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の二面以上の立面図、隣地高さ制限適合建築物の二面以上の立面図若しくは北側高さ制限適合建築物の二面以上の立面図又は同表の(四十八)項の(3)欄に掲げる防災都市計画施設に面する方向の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。

一 別記第二号様式による正本一通及び副本一通（構造計算適合性判定を要する場合にあつては、副本二通）に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。）。ただし、構造計算適合性判定を要する場合の副本二通のうち一通にあつては、構造計算適合性判定を要しない建築物に係る図書及び書類の添付を要しない。

イ (略)

ロ 申請に係る建築物が次の(1)から(3)までに掲げる建築物である場合にあつては、それぞれ当該(1)から(3)までに定める図書及び書類

(1) 次の表二の各項の(イ)欄に掲げる建築物 当該各項の(3)欄に掲げる図書（用途変更の場合においては表二の(一)項の(3)欄に掲げる図書を、国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合で当該認定に係る認定書の写しを添えたもの

二. (略)
一. (略)
二、四 (略)
(2)・(3) (略)

においては表二の(一)項の(5)欄並びに次の表五の(一)項、(四)項及び(五)項の(5)欄に掲げる計算書並びに同表の(三)項の(5)欄に掲げる図書のうち国土交通大臣が指定したものを除く。()

		(十七)		(略)					
		(略)		(略)		(略)		(イ)	
		法第三十六条の規定が適用される建築物		令第一百二十二条第一項から第十三項までの規定が適用される建築物		令第一百二十四条の規定が適用される建築物			
		(略)		(略)		(略)		(ロ)	
		耐火構造等の構造詳細図		耐火構造等の構造詳細図		耐火構造等の構造詳細図		耐火構造等の構造詳細図	
		各階平面図		各階平面図		各階平面図		各階平面図	
		(略)		(略)		(略)		(略)	
		境界又は防火上主要な間仕切壁の位置		境界又は防火上主要な間仕切壁の位置		境界又は防火上主要な間仕切壁の位置		境界又は防火上主要な間仕切壁の位置	
		(略)		(略)		(略)		(略)	
		仕切壁又は隔壁の断面及び防火設備の構造、材料の種別及び寸法		仕切壁又は隔壁の断面及び防火設備の構造、材料の種別及び寸法		仕切壁又は隔壁の断面及び防火設備の構造、材料の種別及び寸法		仕切壁又は隔壁の断面及び防火設備の構造、材料の種別及び寸法	
		(略)		(略)		(略)		(略)	
		明示すべき事項		明示すべき事項		明示すべき事項		明示すべき事項	
		(略)		(略)		(略)		(略)	
		耐火構造等の構造詳細図		耐火構造等の構造詳細図		耐火構造等の構造詳細図		耐火構造等の構造詳細図	
		各階平面図		各階平面図		各階平面図		各階平面図	
		(略)		(略)		(略)		(略)	
		境界又は防火上主要な間仕切壁の位置		境界又は防火上主要な間仕切壁の位置		境界又は防火上主要な間仕切壁の位置		境界又は防火上主要な間仕切壁の位置	
		(略)		(略)		(略)		(略)	
		仕切壁又は隔壁の断面及び防火設備の構造、材料の種別及び寸法		仕切壁又は隔壁の断面及び防火設備の構造、材料の種別及び寸法		仕切壁又は隔壁の断面及び防火設備の構造、材料の種別及び寸法		仕切壁又は隔壁の断面及び防火設備の構造、材料の種別及び寸法	
		(略)		(略)		(略)		(略)	
		明示すべき事項		明示すべき事項		明示すべき事項		明示すべき事項	
		(略)		(略)		(略)		(略)	

二. (略)
一. (略)
二、四 (略)
(2)・(3) (略)

においては表二の(一)項の(5)欄並びに次の表五の(一)項、(四)項及び(五)項の(5)欄に掲げる計算書並びに同表の(三)項の(5)欄に掲げる図書のうち国土交通大臣が指定したものを除く。()

		(十七)		(略)					
		(略)		(略)		(略)		(イ)	
		法第三十六条の規定が適用される建築物		令第一百二十二条第一項から第十三項までの規定が適用される建築物		令第一百二十四条の規定が適用される建築物			
		(略)		(略)		(略)		(ロ)	
		耐火構造等の構造詳細図		耐火構造等の構造詳細図		耐火構造等の構造詳細図		耐火構造等の構造詳細図	
		各階平面図		各階平面図		各階平面図		各階平面図	
		(略)		(略)		(略)		(略)	
		境界又は防火上主要な間仕切壁の位置		境界又は防火上主要な間仕切壁の位置		境界又は防火上主要な間仕切壁の位置		境界又は防火上主要な間仕切壁の位置	
		(略)		(略)		(略)		(略)	
		仕切壁又は隔壁の断面及び防火設備の構造、材料の種別及び寸法		仕切壁又は隔壁の断面及び防火設備の構造、材料の種別及び寸法		仕切壁又は隔壁の断面及び防火設備の構造、材料の種別及び寸法		仕切壁又は隔壁の断面及び防火設備の構造、材料の種別及び寸法	
		(略)		(略)		(略)		(略)	
		明示すべき事項		明示すべき事項		明示すべき事項		明示すべき事項	
		(略)		(略)		(略)		(略)	
		耐火構造等の構造詳細図		耐火構造等の構造詳細図		耐火構造等の構造詳細図		耐火構造等の構造詳細図	
		各階平面図		各階平面図		各階平面図		各階平面図	
		(略)		(略)		(略)		(略)	
		境界又は防火上主要な間仕切壁の位置		境界又は防火上主要な間仕切壁の位置		境界又は防火上主要な間仕切壁の位置		境界又は防火上主要な間仕切壁の位置	
		(略)		(略)		(略)		(略)	
		仕切壁又は隔壁の断面及び防火設備の構造、材料の種別及び寸法		仕切壁又は隔壁の断面及び防火設備の構造、材料の種別及び寸法		仕切壁又は隔壁の断面及び防火設備の構造、材料の種別及び寸法		仕切壁又は隔壁の断面及び防火設備の構造、材料の種別及び寸法	
		(略)		(略)		(略)		(略)	
		明示すべき事項		明示すべき事項		明示すべき事項		明示すべき事項	
		(略)		(略)		(略)		(略)	

2 ～ 4 (略)	三. ～ 五. (略)	(略)	
		(略)	
		(略)	
		(略)	令第百十四条 第二項の規定 に適合するこ との確認に必 要な図書
		(略)	令第百十四条第二項に 規定する防火上支障が ないものとして国土交 通大臣が定める部分に 該当することを確認す るために必要な事項

2 ～ 4 (略)	三. ～ 五. (略)	(略)	
		(略)	
		(略)	
		(略)	(新設)
		(略)	(新設)